

昭島市フットベースボール協会規約

第1章 総則

第1条 本会は昭島市フットベースボール協会と称する。

第2条 本会事務所を会長宅におく。

第2章 趣旨

第3条 昭島市内の各小学校区のチームが一堂に会し、地域の子供達相互の親睦交流と児童生徒の健康増進及び健全育成、女子スポーツの振興を目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①チーム指導者育成のためルール及び実技講習会
- ②各種大会の開催
- ③審判員実技及びルール講習会
- ④協会の広報活動
- ⑤その他目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 本会は昭島市内に居住または通学している小学生以上の女子が入会出来る、少女達が立派な社会人に育つよう、マナー、友情、思いやりを育み、体力の増進をはかることとする。

第5章 運営

第6条 本会の運営は、保護者、指導者及び協力者により運営し、その中より役員を選出する。

第6章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|----------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 若干名 |
| ③事務局長 | 1名 |
| ④会計 | 2名 |
| ⑤監査 | 1名 |
| ⑥審判部長 | 1名 |
| ⑦副審判部長 | 若干名 |
| ⑧広報部長 | 1名 |
| ⑨副広報部長 | 若干名 |
| ⑩理事 | 各チームより1名 |

- 第 8 条 会長及び副会長は委員総会の推薦により決定する。
- 第 9 条 事務局長、会計及び監査は委員総会において互選により選出する。
- 第 10 条 審判部長、副審判部長及び広報部長、副広報部長はそれぞれの専門部会において互選により選出する。

第 7 章 任務

- 第 11 条 本会には若干名の顧問及び相談役を置くことが出来る。
- 第 12 条 会長は会を代表し会務を統括する。
- 第 13 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務代理を行う。
- 第 14 条 事務局長は会の事務を実行し、運営の円滑をはかる。
- 第 15 条 会計は本会の会計を担当し、監査は会計を監査する。
- 第 16 条 理事は各地区の代表として会を補佐し、運営を補佐する。

第 8 章 役員任期

- 第 17 条 ①役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
(ただし理事を除く)
- ②役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。
ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- ③役員は任期満了しても後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第 9 章 会議

- 第 18 条 常任理事会は会長、副会長、事務局長、会計、監査、審判部長、副審判部長、広報部長、副広報部長、理事の各役員にて構成し、会務を処理する。
- 第 19 条 委員総会は役員、審判部員、広報部員、事務局で構成し、毎年 1 回の総会を開き、事業の基本方針その他重要事項について決定する。
- 第 20 条 常任理事会、委員総会は会長が招集し、その議長となり、会議は構成委員の 2 分の 1 以上 (委任状を含む) の出席により成立し、議事は出席委員数の過半数で決定する。

第 10 章 経費及び会計

- 第 21 条 本会の経費は登録料 (1 団体年間 2,000 円)、補助金等で運営する。
- 第 22 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 1 1 章 規約の改正

第 2 3 条 この規約の改正は、総会において出席者の過半数以上の同意を得て改正する。

付 則

この規約は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 1 9 年 5 月 1 2 日から施行する。

この規約は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

